○国土交通省告示第二百八十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1178	防振ゴム支持方法による乾式二重床仕上げ構造に応じて評価する方法	8—1　重量床衝撃音対策	フクビ化学工業株式会社	福井県福井市三十八社町33字66番地	平成25年3月11日

○気象庁告示第三号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十八日

気象庁長官　羽鳥　光彦

型式証明番号	型式証明を受けた者の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第13503号	貯水型雨量計の雨量ますM—2	大阪府大阪市都島区東野田町3丁目7番3号	株式会社宮原計器製作所	平成25年3月8日
第13504号	貯水型雨量計の雨量ますM—3	大阪府大阪市都島区東野田町3丁目7番3号	株式会社宮原計量器製作所	平成25年3月8日

○海上保安庁告示第七十四号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PM　38　おおみ」を「PM　38　おおみ　PM　39　おくしり」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年三月二十九日から施行する。

○海上保安庁告示第七十五号

海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第十条第十四項の規定に基づき、分離通航方式に関する告示（昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年五月一日協定世界時〇時から施行する。

平成二十五年三月二十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

別表の7の2の表の次に次の1表を加える。

7の3　NORRA　KVARKEN分離通航方式

分離帯	通航帯	通航路
1　次に掲げる地点を結んだ線を中心線とする幅0・1海里の海面 イ　北緯63度27・22分東経20度37・58分の地点 ロ　北緯63度27・94分東経20度38・61分の地点	ハに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線と分離帯の北西側の境界線との間の海面及びホに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線と分離帯の南東側の境界線との間の海面	ハ　北緯63度27・42分東経20度36・84分の地点 ニ　北緯63度28・12分東経20度37・93分の地点 ホ　北緯63度27・03分東経20度38・32分の地点 ヘ　北緯63度27・77分東経20度39・28分の地点
2　次に掲げる地点を順次に結んだ線を中心線とする幅0・1海里の海面 イ　北緯63度31・6分東経20度42・72分の地点 ロ　北緯63度31・84分東経20度43・0分の地点 ハ　北緯63度32・5分東経20度45・82分の地点	ニに掲げる地点とホに掲げる地点との間の海面及びヘに掲げる地点とトに掲げる地点とを結んだ線と分離帯の南東側の境界線との間の海面 ニ　北緯63度32・23分東経20度41・09分の地点 ホ　北緯63度32・71分東経20度45・4分の地点 ヘ　北緯63度31・19分東経20度43・77分の地点 ト　北緯63度32・29分東経20度46・24分の地点	
3　次に掲げる地点を結んだ線を中心線とする幅0・1海里の海面 イ　北緯63度34・73分東経21度1・51分の地点 ロ　北緯63度35・06分東経21度3・6分の地点	ハに掲げる地点とニに掲げる地点との間の海面及びホに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線と分離帯の南東側の境界線との間の海面 ハ　北緯63度35・04分東経21度1・26分の地点 ニ　北緯63度35・4分東経21度3・33分の地点 ホ　北緯63度34・42分東経21度1・76分の地点 ヘ　北緯63度34・72分東経21度3・88分の地点	

○環境省告示第三十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　光和精鉱株式会社

ロ　住所　福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜四十六番九十三

ハ　代表者の氏名　代表取締役　古田　雅一

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜四十六番九十三

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

平成二十五年二月二十二日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課並びに九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課及び福岡事務所、福岡県環境部廃棄物対策課、北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策室並びに戸畑区役所総務企画課広報広聴係